

〈研究ノート〉

バラモン司祭集団からみる南インドの寺院政策とカースト政治

飯塚真弓

Research on Hindu Temple Policy and Caste Politics considering from Brahman Temple Priest in South India

Mayumi IIZUKA

要 旨

本稿の目的は、南インドにおけるヒンドゥー教の寺院管理権抗争を事例に、寺院司祭にかかわるカースト政治について報告するものである。特に本稿では、チダンバラムのナタラージャ寺院の専属寺院集団ディークシタルを対象に、タミル・ナードゥ州のローカルな文脈における政府や司法、民間の諸団体と寺院司祭の交渉に着目する。州政府とディークシタルの間で繰り返されている法廷抗争、および司法判決を受け、司祭や市民によって行われた一連の抗議行動を分析することで、近年の寺院管理抗争が、多様なアクターが絡み、複層化している現状を明らかにする。

キーワード：ヒンドゥー教、南インド、カースト、寺院政策

I. はじめに

まず、本稿の舞台となるチダンバラムと寺院司祭ディークシタルについて簡単に説明しておきたい。チダンバラムは、10世紀以降まちの中心にヒンドゥー教シヴァ派の巡礼地であるナタラージャ寺院¹⁾を配して発達してきた門前町である。寺院は総面積約20ヘクタール、南インドでも大きい寺院のひとつに数えられる。

この寺院で専属の寺院司祭を務めるのがディークシタルと呼ばれるバラモン司祭集団である²⁾。彼らは当該社会のカーストヒエラルキーでは最上位に位置し、ナタラージャ寺院では300～400人の司祭が特権的に寺院管理と宗教活動を執り行っている。タミル・ナードゥ州は、多くのヒンドゥー寺院を有する地として圧倒的にヒンドゥー教徒の比率が高く、ヒンドゥー教の伝統や慣習が比較的よく残されている地域であるが、ドラヴィダ民族復興運動により、北のアーリア人を起源とする司祭階級に対して、社会的風当たりが強い地域でもある。そこでは、アーリア対ド

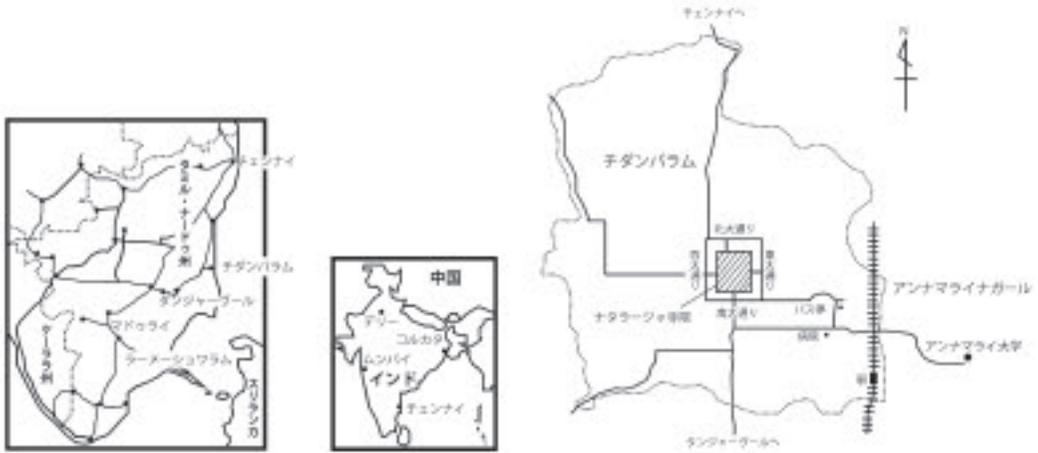


図1. チダンバラム地図 [田中 2007 : 4]

ラヴィダ、バラモン対クシャトリア、バラモン対低カーストといった対立図式においてディークシタルが位置づけられている。そして、州内のほとんどの寺院は州政府の一部門であるヒンドゥー宗教・寄進（HR&CE : Hindu Religious and Charitable Endowments）課という世俗的政治権力の管理下にある。しかし、本稿が対象とするナタラージャ寺院は、植民地時代より州政府との法廷抗争を繰り返し、私設寺院として存在する特異な寺院であった。

これまでのタミル・ナードゥ州の寺院政策をめぐる研究には、マドラスのパールタサーラティ寺院を事例に、英国植民地政府によって名譽と資源の再配分のプロセスを規定する寺院政策と権力闘争の調停／討議の場としての司法の役割が確立した経緯を明らかにしたアパデュライの研究 [Appadurai 1981]、志賀による州政府と寺院の関係を規定するために制定されたヒンドゥー宗教寄進法（1925年）の分析 [志賀 1998]、マドゥライのミーナクシー寺院を事例にドラヴィダ民族運動やヒンドゥー・ナショナリズムの政治的潮流と寺院政策を考察したフラーの研究 [Fuller 1984; 2003] がある。また、本稿と同じくチダンバラムのナタラージャ寺院を対象とし、州政府との司法抗争を法人類学の視点から考察し、法廷文書の作成や、内規法の制定などの司法的な交渉を通じて生まれる司祭集団のアイデンティティに着目した田中の研究が挙げられる [田中 2002]。しかし、上記の先行研究は植民地時代から1980年代までの独立後州政府を対象に行われており、最近の動向については論じられていない。本稿が取り上げるのは、2000年以降の動向である。

近年の裁判では、州政府対寺院司祭というこれまでの単純な対立から、カーストや民族、言語、州や国レベルでの政党の対立など、対立構造が何層にも複雑化している様子が見られる。本稿では、寺院司祭にかかわる複層化したカースト政治を理解するため、特に政府の政策のみならず、もう一方の当事者である寺院や一般民衆にも着目しながら、近年の寺院管理権抗争の経緯と動向について報告する³⁾。

II. 寺院管理権抗争の経緯

ナタラージャ寺院は1929年以降、ヒンドゥー宗教・寄進委員会、後のヒンドゥー宗教・寄進課から寺院管理の執行官（Executive Officer）の任命を命じられるが、幾度となくその決定を不服として州政府と法廷抗争を繰り返し、ディークシタルによる集会的な自主管理を貫いてきた⁴⁾。特に1951年の訴訟では、ディークシタルを特定宗派（denomination）とみなし、執行官任命は憲法26条が保証するディークシタルの財産権を脅かすことになるとして、執行官任命を違憲とする判決を勝ち取っている。このマドラス高等裁判所における判決は、その後の法廷抗争でも既判力として働き、これまで司祭側は司法の支持を得てきた。これにより、世俗権力の介入しない私設寺院として、より純粋な宗教世界が保持されていると評価されてきた [田中 2002: 199]。一方で、非バラモンや低位カーストの地位向上を求めてドラヴィダ民族運動を牽引してきた政権からは、寺院政策最後の砦と目され、また、特権的にバラモン専属司祭が管理を行う寺院として、両者の抗争はカースト抗争が表出する場ともなってきた。その傾向が顕著にみられるようになったのが、ここ最近の法廷抗争である。下記の表はその対立構造を図式化したものである。

表 1. 寺院管理権抗争をめぐる対立図式

法廷	タミル・ナードゥ州政府 ⇔ 寺院司祭ディークシタル
カースト	非バラモン・カースト ⇔ バラモン・カースト
民族	ドラヴィダ民族 ⇔ アーリア民族
言語	タミル語 ⇔ サンスクリット語
中央政党	インド国民会議派 (INC) ⇔ インド人民党 (BJP)
州政党	ドラヴィダ進歩連盟 (DMK) ⇔ 全インド・アンナー・ドラヴィダ進歩連盟 (AIADMK) 解放パンサー等 (VCK) マルクス共産党 (CPI-M) 労働者党 (PMK) ムスリム連盟 (IUML)
チダンバラム ⁵⁾	タミル・ナードゥ不可触民解放戦線 (TNUEF) ⇔ 寺院司祭ディークシタル 解放パンサー党、労働者党、マルクス共産党 タミル・ナードゥ・寺院保護委員会 (TNTPC) 民族奉仕団 (RSS) 世界ヒンドゥー協会 (VHP)

これまでは、州政府対寺院司祭という単純な対立図式であったが、最近の裁判では上記のように対立構造の複層化がみられる。特に、マドラス高等裁判所までの地方の法廷抗争の際に判決を大きく左右するのが、州政府の政権交替である。州の二大政党であるドラヴィダ進歩連盟 (DMK) および、全インド・アンナー・ドラヴィダ進歩連盟は、いずれも非バラモン運動に端を発するド

ラヴィダ/タミル民族運動の流れを汲む政党である[志賀 2010: 94]。しかし、カーストの根絶や宗教による差別や迷信に対して特に否定的かつ急進的な改革派であるカルナーニディ率いるドラヴィダ進歩連盟に対して、高位カーストの出自を持つジャヤラリータ率いる全インド・アンナー・ドラヴィダ進歩連盟は、ヒन्दゥー寺院改革やバラモン司祭に対して穏健派であるとされて対照的である。ちなみに、2004年の第14回連邦下院選挙、及び2006年の州議会選挙ではドラヴィダ進歩連盟が勝利し、2009年の第15回連邦下院選挙、及び2011年の州議会選挙では全インド・アンナー・ドラヴィダ進歩連盟が勝利を収め、州政権を掌握している。以下では、2000年以降の動向を時系列に沿って説明する。

(1) 寺院における言語論争

現在の法廷抗争の発端は、2000年、本殿の礼拝中にタミル語での讃歌詠唱を求めて拝殿に立ち入った信者アールムガサーミと司祭の対立から始まる。彼の主張は、特権的司祭のみがサンスクリット語で讃歌の詠唱を行うことが、ヒन्दゥー教におけるバラモンのヘゲモニーの象徴であり、タミル人へのサンスクリット語の強要であるとするものである。彼は、個人でカダロール地方裁判所、及びマドラス高等裁判所に告訴し、二度却下⁶⁾されるものの、その後進カースト (Other Backward Caste) 出身のアールムガサーミは、タミル語の普及をめざす活動団体Makkal Kalai Ilakkiya kazhagam (People's Art & Literature Forum) やMakkal Urimai Padhukappu Mariyam (Protection Centre for People's Rights) 等の支持を受け、2004年には、最高裁判所より上訴の許可を得る⁷⁾。これによって、同年12月12日に提出した嘆願書により、裁判所は原告アールムガサーミに寺院の中で讃歌詠唱を許可する。しかし、ヒन्दゥー宗教・寄進課のジョイント・コミッショナーにより、原告の要求は却下されてしまう。

(2) ローカル・メディアとの反目

2004年タミル語擁護の立場の強いドラヴィダ進歩同盟が州政治のなかで優位に転ずると、ローカル紙を発行するメディア関係者と司祭が、寺院祭礼時の本尊の神像の写真撮影をめぐる対立ようになる。境内において本来禁止されている神像の写真撮影が行われたことで、司祭による撮影機材の破壊、没収が批判され、以降、年に二度行われる大祭翌日には隠し撮りされた本尊の写真が地元新聞各紙に掲載されるようになる⁸⁾。彼らとの反目は現在も続いており、地元メディアの報道は司祭に対して批判的な態度を貫いている。

(3) アールムガサーミへの政党・州政府の支持

2006年になり、州議会選挙にてドラヴィダ進歩同盟が勝利し、カルナーニディが首相となると、状況は一変し、この事件は、個人の信仰問題から州政府を巻き込んだ寺院管理権抗争へと発展していく⁹⁾。再びアールムガサーミが拝殿への讃歌詠唱を求めて拝殿へやってくるが、前回と異な

るのは、非バラモン運動や、低位カーストを支持基盤にもつ政党の支持を後ろ盾にしていたことである。「信仰の場における言語の選択の自由」を認める政権ドラヴィダ進歩連盟、その他後進カーストを支持基盤にもつ労働者党（PMK）、指定カースト（Scheduled Caste）を支持基盤に持つ解放パンサー党（VCK）である。これを受けてディークシタルは、州政府、ヒンドゥー宗教・寄進課のコミッショナー、また、第三者代理人として、タミル語のマントラ（真言）の普及活動を行うTamil Vazhipattu Payirci Maiyamの設立者及び代表であるM.P.サティヤヴェル、そしてアールムガサーミを相手に告訴することとなった。しかし、2007年から2008年の間に、州政府、マドラス高等裁判所、ヒンドゥー宗教・寄進課は相次いで拝殿でのタミル讃歌詠唱を許可していく。

2008年3月、政府と司法の支持を得て、再度アールムガサーミが支持者とともに寺院に登場するが、そこで拝殿への立ち入りを妨げる司祭と乱闘になり、司祭11人と支持者35名が逮捕・収監される事件が起こる。その後も寺院と寺院周辺では、労働者党や解放パンサー党のほかタミル活動団体のグループが逮捕者の釈放を求めるデモを起こし、その活動が活発化していった。これに対して、政府は寺院内でタミル語での讃歌詠唱に反対するものへの法的処分を実施すると警告し、信者による寺院拝殿への入場料（50ルピー）の支払いを無効にするなど、司祭の現金収入や、新たな檀家信者の獲得を困難にするような不利な措置を講じた。

（4）ナタラージャ寺院の敗訴

こうした経緯を経て、2009年2月2日マドラス高等裁判所第一審判決にて、寺院管理、供物、寄進を法のもとで規制し、執行官任命は妥当とする寺院側敗訴の判決が下る。そして、第一審判決後にこの抗争に加担してきたのがジャナタ党（2013年に全国政党であるインド人民党と合併）のスブラマニアン・スワミである。彼は寺院側の支持を表明し、まず判決の2週間後の2月19日にマドラス高等裁判所に判決に対する申し立てにやってくるが、その際に法廷弁護士に攻撃され、翌日法廷弁護士と警察の対立が暴動へ発展する事件が起こる¹⁰⁾。さらに、3月26日にはチダンバラムにおいてタミル・ナードゥ・ヒンドゥー寺院保護委員会（TNHTPC：Tamil Nadu Hindu Temple Protection Committee）¹¹⁾と共同で6000人強の大規模なデモ行進を組織している。しかし、対寺院の活動がテレビや新聞、雑誌においても頻繁に報道されていたのに対して、このデモ活動については、*Hinduism Today* 一誌を除いてメディアでの報道はみられなかった。そして、同年9月15日には、第二審において寺院側の敗訴が確定し、歴史上初めて州政府がナタラージャ寺院の管理権を掌握することになった。

Ⅲ. 寺院側敗訴後の動向

(1) 不可触民と神話をめぐる争い

マドラス高等裁判所における第二審判決後、チダンバラムにおいて特に目立った活動を行っていたのは、ドラヴィダ民族復興運動を下位から支える政治組織とカースト団体である。そのひとつに、タミル・ナードゥ不可触民廃絶戦線（TNUEF：Tamil Nadu Untouchability Eradication Front）が挙げられる。彼らは、12世紀の神話（periya purānam）に記されたタミルのシヴァ派63人の聖人（nayanmār）のひとりである不可触民の聖人ナンダナールがナタラージャ寺院の南門を通過して解脱に至ったという逸話をもとに、現在閉鎖中の南門をヒンドゥー寺院における不可触民排除の象徴であるとみなした。さらに、2010年7月と10月には共産党の組織的な支持のもと、チダンバラムにおいて南門の開放を求めた大規模なデモ活動を行った¹²⁾。

これに対し、一部の司祭やヒンドゥー寺院保護委員会は2010年10月23日に寺院境内で反論集会を開催した。聖人伝説はチダンバラムではなく、30km南方のティルプンクール村のシヴァロカナータ寺院であり、そこにはその出自故に寺院境内への立ち入りと本尊への謁見が叶わなかったナンダナールのためにシヴァ神によって動かされた大きな牡牛（ナンディ）像が左にずれた配置のまま本殿前に現存していることを証拠として示し、神話の誤った解釈を訴えるチラシを境内で配布した。また、ナタラージャ寺院ははやくより不可触民のみならず、信仰心を有する外国人に対しても寺院境内への立ち入りや本尊礼拝を認めており、寺院が不可触民に対する差別的慣行の温床であり、またその象徴であるとの主張に強く反論した。

(2) 司祭とその家族の対応

裁判の判決を受けて、チダンバラムのまちと寺院において上記のような活動が展開されるなか、寺院司祭とその家族の動向で顕著であったのは、下記4つの動きである。第一に、嘆願書による抗議活動。第二に、電子メディアを用いた司祭自身による情報発信の増加。第三に、司祭と信者のあいだの関係強化。そして、第四に、外国人研究者に対する援助の打診と反感である。

a. 嘆願書による抗議活動

一連の騒動を経験し、司祭集団としての公言や寺院外での公的活動を回避する傾向にあった男性司祭に対して、近隣住民を訪ね、最高裁判所に提出する嘆願書の署名集めに奔走し、地域住民とともに抗議行動に参加するなど、積極的な活動をおこなっていたのは、司祭の子どもたちや、普段は寺院の運営や政治問題には立ち入らない司祭の妻や母である女性たちであった。

b. 電子メディアによる司祭の情報発信

政府や地元メディアの批判を恐れて公言を避ける司祭たちのなかには、個人的にインターネット上にブログを開設し、寺院の宗教行事、チダンバラムや寺院にまつわる神々の神話についてタ

ミル語で公開する動きがみられた¹³⁾。また、ディークシタルとしての集団的な寺院管理とは別に、個人、または家族、友人単位でトラストを設立し、無料で食事の施しを行う活動 (*skt. annadānā*) や、女神の祭礼時などに、寺院外でホーマ (護摩) 儀礼を手配し、執行する司祭たちの活動がみられるようになる¹⁴⁾。それらは、寺院祭祀と一部は連動するものの、寺院組織や運営とは一線を画し、個人レベルで行われている点が特徴である。

c. 司祭と信者の関係強化

通常ナタラージャ寺院の司祭と信者は、信者が特定の司祭の私的なパトロンとなり、その司祭及び司祭家族が礼拝や儀礼を執行し、宗教的な相談に応じるカッタライ (*kattalai*) と呼ばれる檀家に類するシステムによって関係を構築している。特に敗訴後に直面した寺院の苦境を機に、司祭と信者の間には同情や共感による結束が生まれ、寄進や供物による贈与や交換関係の強化が見られたという¹⁵⁾。また、ある信者グループのまとまった寄進により、経済的に貧しい司祭家族が暮らす寺院保有の北部居住地区の修復工事が進められる等の援助も行われた。

d. 外国人研究者への援助の打診と反感

さらに第二審直後には、これまで寺院や司祭を調査してきた研究者に対して、寺院の文化的価値と専属司祭として寺院と祭祀の伝統を継承してきたディークシタルの学問的価値を主張し、その正統性や真正性を証明するため、外国でフォーラムの開催や有志の研究者による論集の出版を計画してくれないかと打診する動きもあった¹⁶⁾。しかし、一方で、司祭のあいだでは、外国人研究者の執筆した論文や出版物に対する批判の声も上がっていた。研究者の誤った記述が自らの伝統を傷つけ、特に彼らが英語で記述した出版物が客観的に信用できる証拠と見なされ、裁判で有利に働くのではないかとこの恐れがあったからだ。こういった懸念をもとに寺院司祭の定例会議では、司祭らが所有、もしくはインターネット上で取得可能な論文や出版物を対象に、ナタラージャ寺院や寺院祭祀、および司祭自身についての記述に対する詳細な検閲も行われた。その結果、研究者は「自らに役に立つ情報のみ取得し、寺院に利益を還元しない者」とみなされ、2009年以降、ナタラージャ寺院において、調査者は必ずしも歓迎されない状況が続いている。

(3) 地域住民の動向

チダンバラムの地域住民は、判決後しばらくは積極的な関与を控えているように見受けられた。彼らが公に声を挙げ始めたのは、2009年10月、これまで入場料を免除されていた司祭と司祭家族を含む地元の信者に対しても、州政府が参拝者すべてに拝殿への入場料を課すとの案を公表した後である。寺院境内とその周辺では、ディークシタルとともに署名を集め、パブリック・オピニオンを収集する住民の姿が見られるようになる。しかし、自らの不利益に関する事案から積極的な活動を始めた地元住民の姿に、一部の司祭からは批判的な発言が聞かれることもあった。

IV. まとめ

一連の法廷抗争を州政府側からみてみると、寺院政策として下記3点の特徴を挙げることができる。第一に、タミル語による礼拝の普及や、バラモン司祭による特権的司祭権の排除により、礼拝におけるドラヴィダ運動（非バラモン運動）の進展をこの法廷抗争の場で示そうとしている意図が明確であること。第二点として、特に2000年以降、タミル語優位主義の活動家や、低位カーストや不可触民を支持基盤にもつ政党と共同で対寺院の活動を積極的に展開していたこと。第三に、メディアを積極的に利用し、対寺院へのデモ活動や、政府の動きを報道していた点が挙げられる。

それに対して、寺院司祭ディークシタルの現状には、まず、政府に対抗しうる大衆の欠如が挙げられる。政府に好意的なメディア報道は寺院側の世論の支持には不利に働く。中央政党であるインド人民党の寺院支持も、タミル・ナードゥ州に支持基盤の拡大を目論む政治性の色濃いものである。また、司祭たちは信仰心を介した連帯や対話の可能性を模索しているが、いずれも個人レベルでの活動に留まり、司祭集団として集会的な活動には至ってはいない。これは司祭自身が指摘していることでもあるが、熱心な信者は寺院や司祭のファンのようなもので、法廷抗争という場においては極めて微力である。そこでは、一般市民としての司祭の立場の弱さが明白に表れている。

本稿で取り上げたのは、寺院管理権抗争を事例とした南インドのローカルな文脈における寺院政策とカースト政治の様相であった。さらに付け加えるならば、2009年のマドラス高等裁判所での第二審判決以後、最高裁への控訴を行う過程において、司祭たちはローカルな地域社会を越えた広域かつ高次の支持を求め、在外の信者や海外の宗教組織、国際団体との交渉や接触を強めている。オンラインによる嘆願書の収集に中心的な役割を果たしたのは、国内外に拡散するタミル系ディアスポラの信者たちであり、地元メディアが政府側支持の報道に傾くなか、ヒンドゥー寺院保護委員会の活動や司祭のインタビュー記事を掲載したのは、ハワイに拠点を置くヒンドゥー僧院発行の国際的な季刊誌であった。また、より高次の承認を求めて、司祭たちのあいだでは自らをマイクロ・マイノリティとしてUNESCOへの登録を目指す動きもみられた¹⁷⁾。寺院管理抗争のみならず、日常の寺院や祭祀や礼拝の場においても、在外ディアスポラ信者の寄進、儀礼執行の依頼の増加は近年顕著に見られる傾向である。こうした越境的なヒンドゥー教のネットワークや関係性がいかにローカルな政治社会や宗教実践と結びついているのか、今後の課題としたい。

(いづか まゆみ・高崎経済大学地域科学研究所特定研究員)

付記

本稿は日本南アジア学会第24回全国大会(2011年10月1日、大阪大学)での研究発表「バラモン司祭集団からみるヒンドゥー寺院政策—南インド・チダンバラムにおける寺院管理抗争(2000-2010年)を事例に一」をもとに、その後2011年から現

バラモン司祭集団からみる南インドの寺院政策とカースト政治

在までの調査結果を加えて執筆したものである。本稿にかかわる調査・研究の一部は、日本学術振興会特別研究員奨励費、及び公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団「我が国及び海外の若手研究者によるアジア・オセアニア諸国・地域研究助成」によって可能となった。

註

- 1) ナタラージャ寺院という踊るシヴァ神を表す名前の他、境内の主要な5つ建物の主を意味するサバナヤカ寺院、サバパティ寺院とも呼ばれる。
- 2) 2013年の調査時には378名が専属寺院司祭ディークシタル (Dikshitar/Deekshitar/Dekshitar) として登録されていた。寺院の管理運営者及び、儀礼執行者としては、自らをSri Nataraja Temple Trustee and Pujaと表記する。
- 3) 本稿の内容は、タミル・ナードゥ州チダンバラムを中心に、2009年9月から10月、2010年7月から10月、2012年5月から2013年9月のべ24ヶ月にわたる現地滞在の際に参与観察とインタビューによって実施した調査に基づいている。調査に使用した言語は英語とタミル語である。なお、タミル語のローマ字表記はマドラス大学のTamil Lexiconに依拠する。
- 4) 寺院財産の盗難 (1959年) や内規法を巡る争い (1967年)、財産の管理不備 (1981年) による寺院の管理不手際が起こるたびに、州政府は執行官を任命した。それに対し、司祭側は不服申し立てによる告訴を行ってきた。
- 5) チダンバラムは指定カースト保留選挙区であるが、2009年の連邦下院選挙では、指定カーストに支持基盤をもつ解放パンサー党が候補者を立て、初の連邦下院議員を輩出した。これまで、1998年の第12回の連邦下院選挙では、独自候補者を立てようとしたものの、カースト・ヒンドゥーの妨害により選挙をボイコット、続く1999年、2004年選挙では落選、2006年の州議会選挙では9名の候補者を立て、2名が当選し、支持を拡大している [志賀 2010:99,108]。
- 6) CrI.MP. No.851 of 2001, CrI.RC.No.528 of 2002.
- 7) SLP. No.909 of 2004.
- 8) *Dinakaran* 2008.Jan.11, *Dinatanti* 2008.Jan.11, *Deccan Chronicle* 2008.Jan.11.
- 9) W.P. No.18248 of 2006, M.P. No.2 of 2006.
- 10) *The Hindu* 2009.Feb.20.
- 11) タミル・ナードゥ・ヒンドゥー寺院保護委員会は、ヒンドゥー・ナショナリスト団体である世界ヒンドゥー協会 (VHP) や民族奉仕団 (RSS) のタミル・ナードゥ支部より支持を受けているボランティア組織である。
- 12) Dorairaj.S. Rally for Justice. *Frontline* 2010.July 2.105-108, *Times of India* 2010.Aug.12.
- 13) <http://natarajadeekshidhar.blogspot.in/>、<http://venkatesadeekshithar.blogspot.in>など (最終閲覧2015年11月25日)。
- 14) Tiruchitrambalam Annathana ArakkatalaiやSri Pollap Pilliyar Annadhaana Trustなど。それぞれにウェブサイト (<http://www.thiruchitrambalam.org/index.php>, <http://annadhaanam.in/>) を開設 (最終閲覧2015年11月25日)。
- 15) 司祭へのインタビューによる (2009年10月26日)。
- 16) 司祭からのEメールによる (2009年11月8日)
- 17) 最高裁では2014年1月6日、ディークシタルに寺院管理を認める判決が下される。その経緯と分析については別稿に譲る。

参考・引用文献

- 志賀 美和子 1925年マドラス・ヒンドゥー寄進法の性格—「政教分離」理念の分析を手がかりに。南アジア研究 10: 1998. 92-115.
- 志賀 美和子 過渡期のインド民主主義—タミル・ナードゥ州における第15回連邦下院選挙分析。共愛学園前橋国際大学論集 10: 2010. 87-110.
- 田中 雅一 南インドのヒンドゥー寺院政策—チダンバラムのナタラージャ寺院をめぐる。岡田重精編『日本宗教への視角』1994. 555-571. 東方出版
- 田中 雅一 ヒンドゥー寺院の法人類学—チダンバラム・ナタラージャ寺院の事例をめぐる (1985-1980)。山路勝彦・田中雅一編『植民地主義と人類学』2002. 181-206. 関西学院大学出版会
- 田中 雅一 神々への供物—南インド・チダンバラムにおける寺院儀礼と家庭祭祀をめぐる。人文學報 95: 2007. 1-39.
- Appadurai, A. *Worship and Conflict under Colonial Rule: A South Indian Case*. Cambridge University Press, 1981.
- Fuller, C.J. *The Renewal of the Priesthood: Modernity and Traditionalism in a South Indian Temple*. Oxford University Press, 2004.
- Malik, R. A Priestly Clan Under Siege. *Hinduism Today* Oct/Nov/Dec: 2009. 26-33.

参考資料

- ・マドラス高等裁判所 2009年9月15日 第二審判決文
- Sri Sabhanayagar Temple, Chidambaram v. The Sate of Tamil Nadu 2009(4) CTC801 in the High Court of Madras, K.Raviraja Pandian and T.Raja.JJ. W.A. Nos.181 to 183 of 2009, M.P. Nos.1 to 4 of 2009 in W.A. No.181 of 2009, M.P. No.1 of 2009 in W.A. No.182 of 2009 and M.P. No.1 of 2009 in W.A. No.183 of 2009.